

改正

平成28年10月28日規則第105号

令和2年3月17日規則第14号

令和8年3月27日規則第21号

(目的)

第1条 この規則は、足立区（以下「区」という。）が保有する情報資産を様々な脅威から保護するため、区が実施する情報セキュリティ対策について基本的な方針を定めることにより、区が管理する情報資産を適切に管理し、もって区民の信頼を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び区議会事務局をいう。
- (2) 職員等 職員（特別職に属する者を含む。）及び労働者派遣契約に基づき実施機関の職務に従事する派遣労働者をいう。
- (3) 情報 職員等が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（マイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該職員等が組織的に用いるものとして、実施機関が現に保有しているものをいう。
- (4) 情報資産 区が管理する情報、情報システム、ネットワーク、建物、部屋、情報の保管場所その他の情報を取り扱う環境をいう。
- (5) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保し、及び維持することをいう。
- (6) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (7) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (8) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (9) 情報セキュリティポリシー この規則及び第5条第1項に基づき定める情報セキュリティ

対策基準をいう。

- (10) 情報システム コンピュータ（ソフトウェア及びハードウェアをいう。以下同じ。）、その周辺機器、ネットワーク及び記録媒体で構成され、業務処理を行う仕組みをいう。
- (11) ネットワーク コンピュータ及び周辺機器を相互に接続するための通信網、その構成機器及び記録媒体で構成され、通信処理を行う仕組みをいう。
- (12) 脅威 情報資産に損失、損害等をもたらす潜在的な要因をいう。
- (13) 無許可ソフトウェア 足立区電子計算組織に関する管理運営規程（平成14年足立区訓令甲第19号）第6条に規定する利用可否の決定による許可を経ないで利用しようとするソフトウェアをいう。
- (14) 不正操作 情報セキュリティポリシーに違反し、情報システム及び当該情報システムの関連設備（以下「情報システム等」という。）を物理的又は論理的に操作することをいう。
- (15) 意図しない操作 情報セキュリティポリシーにより一定の権限を与えられている職員等又は受託事業者が誤って前号と同様な結果を招く操作をすることをいう。
- (16) 不正プログラム 情報システム等に被害を与える可能性のある全てのプログラムをいう。
- (17) クラウドサービス 従来、利用者が手元のコンピュータで利用していたデータ又はソフトウェアをネットワークを経由してサービスとして利用者に提供するものをいう。
- (18) ソーシャルメディアサービス インターネット上で展開される情報メディアであって、組織又は個人による情報発信、個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通等といった社会的な要素を含んだメディアである、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス、動画共有サイト等のサービスをいう。

（対象とする脅威及び適用範囲）

第3条 区は、情報資産に対する脅威として、次に掲げるものを想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん及び消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計及び開発の不備、プログラム上の欠陥、操作及び設定ミス、メンテナンス不備、内部及び外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊及び消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(4) 大規模又は広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給、通信又は水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

2 この規則の適用を受ける職員等は、実施機関の職員等とする。

(職員等及び受託事業者の責務)

第4条 職員等及び受託事業者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって、情報セキュリティポリシー、関連する法令等（以下「情報セキュリティポリシー等」という。）を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の策定)

第5条 区は、区の情報セキュリティ対策の基準となる具体的な体制、遵守事項、判断基準及び緊急時対応、違反への対応等（以下「対策基準」という。）を定めるものとする。

2 実施機関は、対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を具体的に実施するための実施手順（以下「実施手順」という。）を別に定めるものとする。

3 対策基準及び実施手順については、公にすることにより区の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

(情報資産の分類及び管理)

第6条 区は、情報資産を機密性、完全性及び可用性ごとに別に定める重要度区分により分類し、管理するものとする。

2 区は、前項の場合において、必要と認めるときは、情報資産の取扱いを制限することができる。

(情報セキュリティ対策)

第7条 区は、脅威から情報資産を保護するため、次の各号に掲げる対策の区分に応じて、当該各号に定める情報セキュリティ対策を講ずる。

(1) 物理的対策 情報システムに対する損傷、破壊、盗難等から情報資産を保護するために必要な入退室管理及び機器管理上の物理的な対策

(2) 人的対策 情報セキュリティに関する職員等の権限及び責任を定めるとともに、全ての職員等に情報セキュリティポリシー及び実施手順を周知徹底する等の十分な教育及び啓発が行われるために必要な対策

(3) 技術的対策 情報資産を不正なアクセス、不正操作、意図しない操作等から適切に保護するため、情報資産へのアクセスの制御、情報システム等の管理及び不正プログラム、不正アクセス等に対する対策

(4) 運用に関する対策 次に掲げる対策

- ア 情報システム等の監視
- イ 情報セキュリティ対策の実効性確保の確認
- ウ 緊急事態が発生した際の迅速かつ適正な対応のための緊急時対応計画の策定
- エ 著作権その他の知的財産権の侵害防止
- オ その他必要な対策

(5) 業務委託における対策 情報資産を取り扱う業務を委託する場合には、仕様書又は別に定める取り決め等に情報セキュリティポリシー等の遵守事項を明記した契約を締結し、受託事業者において適切に情報セキュリティ対策がなされるよう講じ、必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる対策

(6) クラウドサービス利用における対策 クラウドサービスを利用する場合には、利用に係る規程を整備し、適切に情報セキュリティ対策がなされるよう講じる対策

(7) ソーシャルメディアサービス利用における対策 ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービス運用手順及び発信できる情報を定め、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める対策

2 区は、情報を取り扱う設備機器から発生する熱及び電力消費の抑制に努めるものとする。

(組織体制)

第8条 区は、保有する情報資産の情報セキュリティ対策を推進するための組織体制を確立するものとする。

2 区における全ての情報セキュリティ対策の推進について、総合的な統一性を図り、その対策を統括するものとして、最高情報セキュリティ責任者を置く。

第9条 区は、情報セキュリティに関する重要な事項を審議させるため、情報セキュリティ委員会を設置するものとする。

2 前項の情報セキュリティ委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第10条 区は、情報資産への重大な侵害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ適切な処置を講じるため、情報セキュリティ対策本部を設置するものとする。

2 前項の情報セキュリティ対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(情報セキュリティ監査と自己点検)

第11条 区は、情報セキュリティポリシー等の遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて、情報セキュリティ対策の実施状況の自己点検及び情報セキュリティ監査を実施しなければならない。

(情報セキュリティポリシー等の評価及び見直し)

第12条 区は、情報セキュリティ監査結果及び自己点検結果に基づき、情報セキュリティポリシー等の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性並びに発生時の損失等の分析及びリスクを検討し、情報セキュリティの状況を評価し、必要に応じて運用改善及び情報セキュリティポリシー等の見直しを行い、情報セキュリティの向上を図るものとする。

(守秘義務)

第13条 職員等は、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の内容を外部に開示してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(職員等の違反に対する措置)

第14条 区は、情報セキュリティポリシー等に違反した職員等について、その重大性、発生した事案の状況等に応じて懲戒処分等の対象とし、又は必要な措置をとるものとする。

(受託事業者の違反に対する措置)

第15条 区は、受託事業者が情報セキュリティポリシー等に違反した場合、その重大性、発生した事案の状況等を勘案して、損害賠償請求等必要な措置をとるものとする。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年10月28日規則第105号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年11月1日から施行する。

(足立区電子情報の安全確保に関する規則の廃止)

2 足立区電子情報の安全確保に関する規則(平成14年足立区規則第10号)は、廃止する。

付 則 (令和2年3月17日規則第14号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和8年3月27日規則第21号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。